自動車運送契約書

印　紙

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条第１項に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　使用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　日間）

５　契約金額　　　　　　　円

　　　　内訳　　１日　　　　円　×　　日間

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

７　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙税法別表第１第１号の運送に関する契約書となり印紙が必要です。

自動車賃貸借契約書

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条第１項に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　１台

４　使用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　 日間）

５　契約金額　　　　　　　円

　　　　内訳　　１日　　　　　円　×　　日間

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

７　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙は不要です。

自動車燃料供給契約書

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

２　供給する燃料の種類

３　品質規格

４　供給場所　　　所在地

　　　　　　　　　名　称

５　供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号

６　金額

　　　単価1ℓ当たり　　　　　　（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

７　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

８　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙は不要です。

自動車運転雇用契約書

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和　 年 　月 　日から令和　 年　 月 　日まで　　７日間

２　契約金額　　　　　　　円　　 （１日につき　　　　円）

３　運転する自動車の登録番号又は車両番号

４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

５　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙は不要です。

選挙運動用ビラ作成契約書

印　紙

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　　名　　　公職選挙法第１４２条第１項第５号に定めるビラ

２　規格・品質

３　数　　　量　　　　　　 枚

４　契約金額　　　　　 円（単価： 円）

　　　　　　　　　　　　※消費税及び地方消費税の額を含む

５　納入期限　　　　　令和　　年　　月　　日

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

７　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙税法別表第１第２号の請負に関する契約書となり印紙が必要です。

選挙運動用ビラ作成契約書

印　紙

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　　名　　　公職選挙法第１４２条第１項第５号に定めるビラ

２　規格・品質

３　数　　　量　　　　　　 枚

４　契約金額　　　　　 円（単価： 円）

　　　　　　　　　　　　※消費税及び地方消費税の額を含む

５　納入期限　　　　　令和　　年　　月　　日

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

７　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙税法別表第１第２号の請負に関する契約書となり印紙が必要です。

選挙運動用ポスター作成契約書

印　紙

　宇佐　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　　　名　　　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２　規格・品質

３　数　　　　量　　　　　　　枚

４　契約金額　　　　　　　　　円（単価：　　　円）

　　　　　　　　　　　　※消費税及び地方消費税の額を含む

５　納入期限　　　　　令和　　年　　月　　日

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、宇佐市議会議員及び宇佐市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき宇佐市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、宇佐市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宇佐市には請求できない。

７　その他

　　　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙、それぞれ１通を保管する。

令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　(注) 印紙税法別表第１第２号の請負に関する契約書となり印紙が必要です。

この明細書は、候補者と請負業者で内容を協議のうえ、請負業者が記載してください。

各項目とも記載してください。（0円の場合は０と記載）

選挙運動用（ ポスター・ビラ作成 ）費用明細書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 数　量 | 単　価 | 金　額 |
| 用紙 | 紙質： | （全紙使用枚数）　　　　　　枚 |  |  |
| サイズＡ判・菊判・4/6判 |
| 厚さ：　　　　　　　　　kg　　　　　　　　　　　　μm |
| 撮影 | 写真撮影（　　　　　　　　） | 　　　カット |  |  |
| 企画 | 企画・デザイン | 一式 |  |  |
| 粗版・製版 | データ作成・色分解・色校（フイルム作成） | 一式 |  |  |
| 刷版 | 刷版 | 　　　　　　色 |  |  |
| 印刷 | 印刷 | 　　　　　　色 |  |  |
| 加工 | 断裁・加工（表・裏面） | 一式 |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |
| 消費税 |  |  |  |  |
| 発送 | 郵送料・宅配料（消費税含む） | 一式 |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（注意）

・用紙については、紙質とキロ数を記載し、サイズは該当するものに〇をつけてください。

・撮影については、特に説明を要する場合は（　）内に記載してください。

・CTPの場合は、フイルム作成が除かれます。

・表面貼りや両面テープ貼りは、「加工」に区分してください。

・発送は、郵送や宅配する場合に限り該当します。

　　　　　　　　　　　　　　　　請負者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和　　年　　月　　日執行　　　　　　　　選挙

選挙運動用自動車運行日誌

候補者指名

車両番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運行年月日 | 運転手名 | 走行距離計の数値 | １日あたりの走行距離 | 備考 |
| 運行前 | 運行後 |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |
| 令和　年　月　日 |  | ｋｍ | ｋｍ | ｋｍ |  |